

令和6年度

板橋区

産業融資のご案内

ホームページはこちら

(事業者向け)



(金融機関向け)

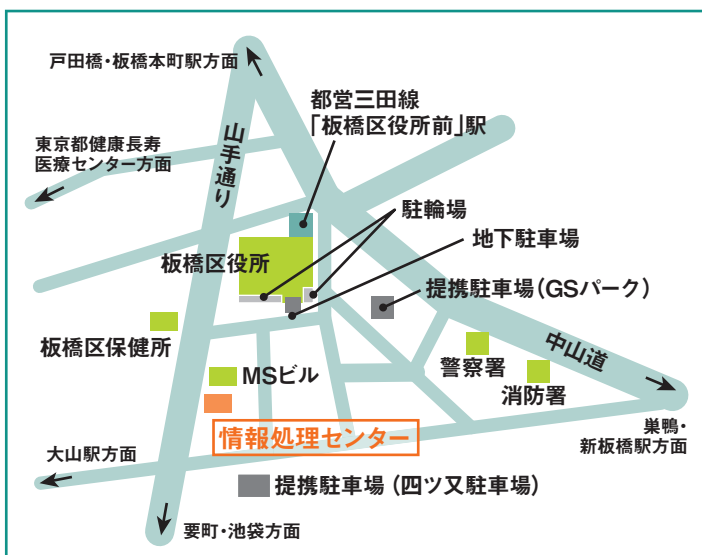


お申込み・ご予約・お問い合わせ

産業振興課

電話:03-3579-2172

FAX:03-3579-9756



173-0004 板橋区板橋二丁目65番6号

板橋区情報処理センター5階

<https://www.city.itabashi.tokyo.jp/>

1

中小企業の方へ
融資のあっせんと
利子補給
を行っています

制度の利用条件や
ご利用の流れ
について

P2-P5

2

区で行っている
あっせん融資制度の
概要一覧

P6-P9

3

2024

4

お申込みに
必要な書類と
利子補給割合の
優遇加算制度

P10-P11

取扱金融機関
一覧

P12

5

板橋区産業融資制度

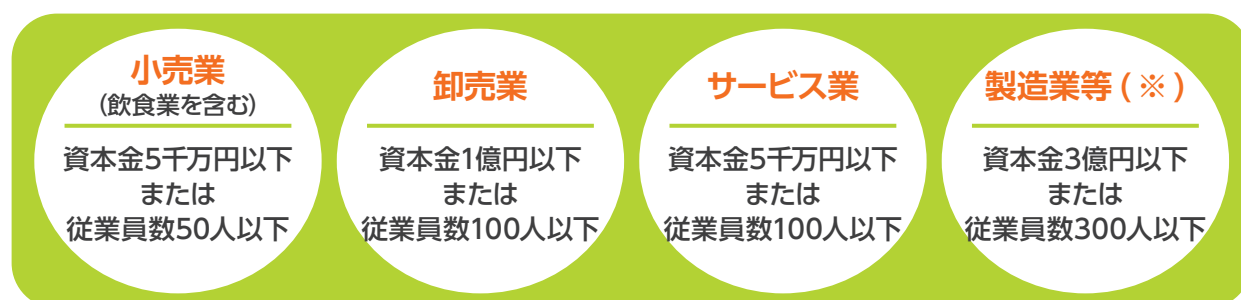
▶ 板橋区産業融資制度とは

区内中小企業の育成と振興のため、区が低利の融資を区制度取扱金融機関（区と契約締結している金融機関）にあっせんし、融資実行後に利子補給を行う制度です。取扱金融機関と東京信用保証協会の協力のもと、中小企業者のみなさまの安定的な資金調達を支援します。

※この制度は区が直接貸付するものではありません。

▶ 区の産業融資をご利用いただける方

利用対象者は以下のすべての要件を満たす「中小企業者（NPO法人含）」です。



(※) ソフトウェア業・情報処理サービス業・建設業・不動産業・運送業・出版業などを含む

- 1 法人の場合、本店登記及び活動実態（本社機能）が区内にある方
- 2 個人の場合、確定申告上の主たる売上のある事業所が区内にある方（事業主の住所地は問いません）
- 3 1年以上同一事業を営んでいる方（創業支援融資を除く）
- 4 申込みをする日までに納期が到来した個人住民税（および軽自動車税）もしくは法人住民税を完納している方（分納中の方はご利用いただけません）
- 5 東京信用保証協会の保証対象業種を営んでいる方
（対象外業種の例：農林・漁業、遊興娯楽業の一部、金融業の一部、宗教法人の方など）
- 6 許認可などの必要な業種については、その許認可などを受けている方
- 7 資金の用途が適切であり、かつ、返済能力のある方

▶ 区の産業融資をご利用いただくことができない方

上記「区の産業融資をご利用いただける方」のすべての要件を満たしている場合であっても、以下のいずれかに該当する方は、区の産業融資をご利用いただくことはできません。

- 1 （公財）板橋区産業振興公社（旧（財）板橋区中小企業振興公社）または東京信用保証協会から代位弁済を受け、現に債務が残っている方、返済完了後6か月以内の方、もしくはその方の連帯保証人となっている方、及びその方が代表者である法人事業者
- 2 金融機関から取引停止処分を受けている方
- 3 会社更生法、民事再生法、破産法などに基づく法的手続き申立中の方または任意整理手続き中の方
- 4 3か月以上休業中の方（事業所の改築又は改装による場合は6か月以上休業の方）及び事業再開後1年が経過していない方
- 5 過去、産業融資について申込内容と異なる使い方をした方
- 6 借入金の返済（借換融資制度を除く）、税金の支払、生活費などのための資金として利用する方
- 7 東京都暴力団排除条例第2条に定める暴力団、暴力団員、暴力団関係者、規制対象者等
- 8 区内に事業所の実態がない方、または公序良俗に反する事業を営んでいるなど、区が不相当と認める方

▶ 利子の一部を区が助成します (利子補給)

融資の種類ごとに定められた期間と割合で、区が利子補給を行います。

利子補給は、金融機関を通して行います。利子補給金の受取方法は利用金融機関へお問い合わせください。

補給金額は、滞納や条件変更があった場合も、貸付当初の返済方法で返済されているものとみなし、計算されます。ただし、一部繰上などにより実際の残存元金がこれを下回る場合は、実際の残存元金に基づいて計算されます。

また、次のいずれかに該当した場合は利子補給を停止もしくは補給率を引き下げます。**要件該当以降に補給したのものについては、遡って返還していただきます。**

- 1 事業を廃止したとき、または事業を3か月以上休業したとき（事業所の改築又は改装による場合は6か月以上休業したとき）
- 2 事業を営んでいると認められなくなったとき
- 3 法人の場合、本店登記または活動実態（本社機能）を区外に移したとき
個人の場合、確定申告書上の主たる売上のある事業所を区外に移したとき
- 4 申込みの内容に偽りがあったとき（申込みの内容と異なる使い方をしたときなど）
- 5 当該融資の期限の利益を喪失したとき
- 6 保証協会による代位弁済を受けたとき、または債務整理を行ったとき
- 7 優遇加算措置に該当しなくなったとき（商店会やハイライフいたばしを退会したときなど）
- 8 返済条件変更や延滞などにより、貸付当初の終回返済日を過ぎてしまったとき
- 9 その他公序良俗に反すると思われる行為があったとき

▶ 東京都中小企業制度融資（信用保証料補助）との併用について（東京都制度）

板橋区の産業融資制度と東京都の融資制度双方の要件を満たす方は、区の利子補給と都の信用保証料補助との併用ができる場合があります。

対象となる方は以下のいずれかの区制度を利用する方です。

(P 6～制度名下に★がついている制度)

区制度	都制度	保証料補助
ものづくり設備資金融資	設備投資・企業立地促進	2 / 3
小口資金融資 (板小)	小口 フリーランス	1 / 2
小口資金融資 経営改善特例	【小口零細企業保証制度】	
創業支援融資	創業	2 / 3
事業承継資金融資	事業承継一般	

※ものづくり設備資金融資で返済方法を「一括償還」とした場合は併用できません。

※板橋区産業融資制度の『小口資金融資借換特例』は対象外です。

※利率によっては併用ができない場合があります。

※一部対象外の金融機関があります。

東京都制度利用の場合、信用保証協会への申込時に追加資料の提出が必要となる場合があります。以下の東京都ホームページでご確認ください。

《東京都融資制度HP》

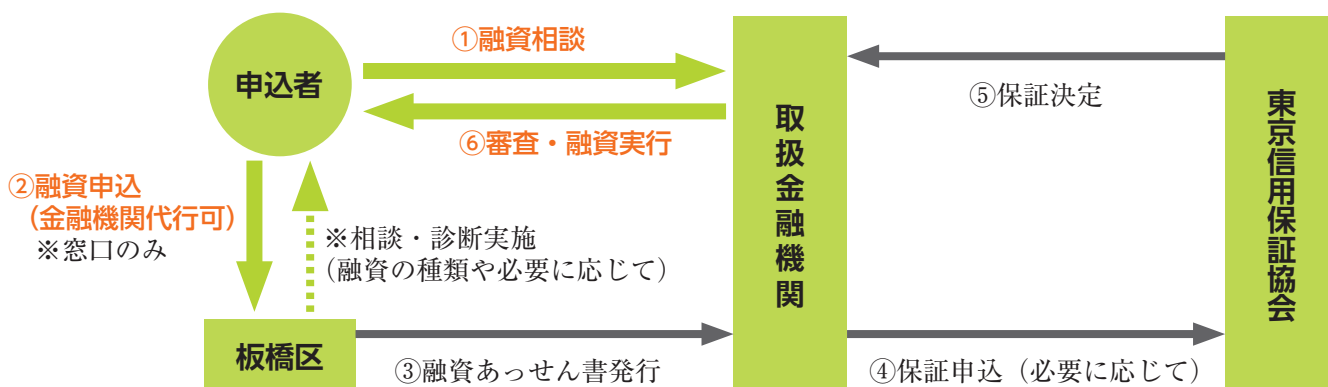
<https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/chushou/kinyu/youushi/youushi/>

《必要書類について》

<https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/chushou/kinyu/youushi/youushi/syorui/>

ご利用の流れ

お申込みから借り受けまでの流れ



★ 板橋区に融資あっせんの申込をする前に、融資申込予定の取扱金融機関に相談をしてください。

- お申込みに必要な書類をすべてそろえて、区窓口にご提出ください。郵送不可
※創業・経営改善特例融資等、計画書の提出が必要な融資をご利用する場合は、中小企業診断士との面談が必要です。詳しくは、下記「中小企業診断士による経営相談」をご覧ください。
- 区から取扱金融機関に融資のあっせん書を発行します。取扱金融機関は、12ページの「取扱金融機関一覧」をご確認ください。
- 取扱金融機関にて審査、また、お客様とのご相談により、信用保証協会等に保証を申し込みます。
- 信用保証協会等の審査に基づいて保証が決定されます。
(審査により、保証されない場合があります。)
- 取扱金融機関が状況を総合的に審査し、融資を実行します。
(審査により、融資が否決される場合や、融資額が減額される場合があります。)

信用保証協会とは…

中小企業者や小規模企業者が金融機関から融資を受ける際に保証人となることで円滑な資金調達を支援する公的機関です。 ■ 東京信用保証協会 池袋支店 03-3987-5445

融資あっせんの申込は金融機関による代行申請が可能です。(創業・経営改善特例・事業承継支援融資を除く)。

中小企業診断士による経営相談

産業融資の利用の有無を問わず、中小企業の経営の改善や安定化を目的として、中小企業診断士が経営・金融・情報化など経営全般にわたってご相談に応じています。

創業・経営改善特例・事業承継資金融資等、計画書の提出が必要な融資を申込み場合は面談が必須となりますので、お電話にてご予約ください。

- 相談窓口：産業振興課 (板橋 2-65-6 板橋区情報処理センター 5階)
- 相談時間：月～金曜の午前9時～午後5時 (12時～1時を除く、1時間毎)
- 申込方法：要電話予約 (03-3579-2172)

※「経営相談」「創業相談」「事業承継相談」など、相談内容をお申し付けください。



<よくあるご質問>

Q 板橋区が貸付をしてくれるのですか。

A 貸付は金融機関が行います。ご利用をお考えの際は、12 ページの取扱金融機関にご相談ください。

Q 本人以外が手続きをすることはできますか。

A 金融機関による代行申請が可能です。この場合、委任状は必要ありません。

Q 本店登記／自宅は板橋区ですが、事業所が板橋区外にあります。対象になりますか。

A 法人の場合、本店登記及び本社機能としての活動実態が区内にあれば対象になります。個人の場合、確定申告上の主たる売上のある事業所が区内にある必要がありますので、対象になりません。

Q 板橋区では1年以上の事業歴がありませんが、対象になりますか。

A 前住所地を含め、事業開始から1年以上の事業歴があれば、対象になります。納税確認書類は前住所地のものを用意する必要があります。

Q 個人で1年以上同事業を行った後、法人成りしました、法人成りからは1年未満ですが対象になりますか。

A 個人からの事業継続性（個人事業主の廃業届、法人設立届）が確認できれば対象になります。

Q どのような資金が融資の対象になりますか。

A 事業に必要な運転資金や設備資金が対象になります。ただし、自己又は親族の居住する住居、事業主・法人役員等への報酬、土地又は建物の取得などの費用は対象になりません。

Q 「信用保証料補助金の返還について」という通知が送られてきましたが、なぜでしょうか。

A 「経営安定化特別融資」を利用した方には、区が信用保証料を補助します。ただし、区から信用保証料補助を受けた融資を繰上償還や条件変更を行い、信用保証料の一部が保証協会より返戻された場合には、差額分を返還していただくため、対象者に通知させていただきます。

Q 板橋区以外にどのような公的融資がありますか。

A 主に、以下のものがあります。直接、お問い合わせください。

■ 東京都産業労働局 金融部金融課

03-5320-4877 <https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/>

■ 日本政策金融公庫 板橋支店

03-3964-1811 <https://www.jfc.go.jp/>

■ 商工中金 池袋支店

03-3988-6311 <https://www.shokochukin.co.jp/>

令和6年度 融資制度一覧 ①

◆ 利率：固定金利 ◆ 償還方法：元金均等償還 ◆ 保証等：必要に応じて連帯保証・担保・東京信用保証

融資の種類		利用対象者・条件など	
一般制度	事業資金融資 【板事業】	P2 の 利用 要件 を 満 た す 方	中小企業者
	経営改善特例		経営を改善したい、もしくは新しいことにチャレンジしたい中小企業者 ※ 拡張、転換（第2創業）でもご利用いただけます ※ 中小企業診断士による面談・経営診断が必要です。 ※ 完済前に同一制度の追加融資を申し込むことはできません。
	設備資金融資 【板設備】		中小企業者
	ものづくり 設備資金 【板もの】 ★ P3 東京都制度併用対象		以下の融資条件すべてに該当する中小企業者 ① 日本標準産業分類表 大分類 E一製造業（中分類 09～32）24業種に該当する事業を営んでいて（主たる事業でなくてかまいません）、資金対象が製造業種であること ② 融資総額における対象設備資金の割合が5割以上あること ※ 対象設備資金とは、事業用機械・機器の購入・設置に係る資金または工場や事業所等の修繕等に係る資金をいいます。〔車両の購入、賃貸物件の修繕に係る資金等は含まれません〕 ③ 購入する機械・機器の設置場所、または修繕等を行う工場や事業所等の所在地が板橋区内であること。また、そのことが見積書等に明記されていること ※ 「設備投資計画書（東京都様式）」の提出が必要です
借換資金融資 【板借】	以下の融資条件すべてに該当する中小企業者 ① 借換を行う既存融資がすべて板橋区の産業融資であること ② 借換を行う既存融資について6か月以上、約定どおり元金返済が継続されていること ③ 追加融資を含んでいること ※ 借換制度からの借換にはご利用いただけません。 ※ 追加融資の上限額は3千万円となります。 ※ 複数の融資の一本化や、異なる金融機関で行った融資の借換にもご利用いただけます。 ※ お申し込みには所定の「 <u>借換同意及び誓約書</u> 」が必要です。		

上記一般制度内で3本まで、残高8千万円を限度として併用できます。ただし資金用途が同一のものを分割し、同時期（3カ月以内）に複数申請すること
 (注1) 「特別小口保証制度」に該当するなどの理由により、東京信用保証協会の信用保証割合が100%（責任共有制度対象外）となった場合、長期プラ
 (注2) 一括償還の場合、融資期間は6ヶ月（据置は5ヶ月）以内となります。

◆ 利率：固定金利 ◆ 償還方法：元金均等償還 ◆ 保証等：東京信用保証協会の信用保証を付けることと

融資の種類		利用対象者・条件など	
全国統一保証制度	小口資金融資 【板小】 ★ P3 東京都制度併用対象	P2 の 利用 要件 を 満 た す 方	小規模企業者（※注3）
	経営改善特例 ★ P3 東京都制度併用対象		経営を改善したい、もしくは新しいことにチャレンジしたい小規模企業者（※注3） ※ 拡張、転換（第2創業）でもご利用いただけます ※ 中小企業診断士による面談・経営診断が必要です。 ※ 完済前に同一制度の追加融資を申し込むことはできません。
	借換特例		以下の融資条件すべてに該当する小規模企業者（※注3） ① 借換を行う既存融資がすべて板橋区の産業融資であること ② 借換を行う既存融資について6か月以上、約定どおり元金返済が継続されていること ③ 追加融資を含んでいること ※ 借換対象は同一金融機関の融資に限ります。 ※ 借換制度からの借換および責任共有制度の対象となる融資の借換にはご利用いただけません。 ※ お申し込みには所定の「 <u>借換同意及び誓約書</u> 」が必要です。

小口資金融資は責任共有制度の対象外となる全国統一の保証制度（小口零細企業保証制度）に準拠したものであり、東京信用保証協会の信用保証割合が小口保証枠内（保証残高2,000万円以内）であれば、ご利用本数に制限はありません。また、一般制度と併用することもできます。

(注3) 中小企業信用保険法第2条第3項に定める小規模企業者：従業員20人以下（小売業・卸売業・サービス業については5人以下）※ NPO法人は除く
 (注4) 信用保証協会の保証付融資残高（小口保証）の範囲となります。

(注5) 応当月の毎月償還日が限度となります。



協会の信用保証を付けることとなります。

融資限度額	資金使途	上限利率	融資期間	区利子補給期間・割合 (※注 5)	
3,000 万円	運転・設備	長期プライムレート + 0.2%以内 (※注 1)	7 年 (84 か月) 以内 (据置 6 か月以内含む ※注 2)	42 か月目 まで	4 割補給 (上限 1.5%)
3,000 万円	運転・設備	長期プライムレート + 0.2%以内 (※注 1)	7 年 (84 か月) 以内 (据置 6 か月以内含む ※注 2)	42 か月目 まで	7 割補給 (上限 3.0%)
5,000 万円	設 備	長期プライムレート + 0.2%以内 (※注 1)	10 年 (120 か月) 以内 (据置 1 年以内含む ※注 2)	60 か月目 まで	3 割補給 (上限 1.0%)
5,000 万円	設 備 (運転との 併用可)	長期プライムレート + 0.2%以内 (※注 1)	10 年 (120 か月) 以内 (据置 1 年以内含む ※注 2)	60 か月目 まで	9 割補給 (上限 3.0%)
5,000 万円 (追加融資は 3000 万円 以内)	運転・設備	長期プライムレート + 0.2%以内 (※注 1)	10 年 (120 か月) 以内 (据置なし) ただし既存融資の残りの返済 期間より長期とすること	42 か月目 まで	2 割補給 (上限 1.0%)

はできません。
イムレートが上限利率となります。

なります (小口保証枠内)。

融資限度額	資金使途	上限利率	融資期間	区利子補給期間・割合 (※注 5)	
2,000 万円 (※注 4)	運転・設備	長期プライムレート以内	6 年 (72 か月) 以内 (据置 6 か月以内含む ※注 2)	36 か月目 まで	6 割補給 (上限 3.0%)
2,000 万円 (※注 4)	運転・設備	長期プライムレート以内	6 年 (72 か月) 以内 (据置 6 か月以内含む ※注 2)	36 か月目 まで	8 割補給 (上限 3.0%)
2,000 万円 (※注 4)	運転・設備	長期プライムレート以内	10 年 (120 か月) 以内 (据置なし) ただし既存融資の残りの返済 期間より長期とすること	36 か月目 まで	3 割補給 (上限 1.0%)

原則として 100%となります。

令和6年度 融資制度一覧 ②

◆ 利率：固定金利 ◆ 償還方法：元金均等償還

融資の種類		利用対象者・条件など	保証等
特 別 制 度	経営安定化特別融資2024【安定化】 <small>※区より信用保証料補助あり</small> ●受付期間● 令和6年4月1日～ 令和6年12月27日	P2の利用要件を満たす方 新型コロナウイルス感染症又は原油価格や物価高騰の影響により、売上減少等の業況悪化をきたしている方 ※ 売上減少等の程度は問いません ※ 申込時に区所定の事業計画書を提出していただきます ※ 一般制度と併用することができます（別枠） ※ 東京信用保証協会の保証付き融資を借換えることができます ※ 経営安定化特別融資からの借換はできません 【信用保証料の補助及び返還について】 申込時に「信用保証料申請書兼請求書」をご提出下さい。融資実行後1～2か月を目途にご指定の口座に振り込みます。 繰上償還等を行い、東京信用保証協会から信用保証料が返戻された場合は、 <u>区へ信用保証料補助金を返還していただきます。返還金のお支払いが確認できるまでは新たに融資をご利用いただくことはできません。</u>	東京信用保証協会の信用保証を付けることとなります。
	創業支援融資【創業】 <small>★ P3 東京都制度併用対象</small>	以下の融資条件すべてに該当する方 ① 区内でこれから創業する方、または創業後1年未満の方 ② これから創業される場合は、申込日時点で事業を営んでいない個人である方。創業されている場合は、事業開始日時点で事業を営んでいない個人であった方。 ③ 事前の事業計画および経営診断が妥当と認められた方 ※ 中小企業診断士による面談・経営診断が必要です。 ※ 完済前に同一制度の追加融資を申し込むことはできません。	東京信用保証協会の信用保証を付けることとなります。
	事業承継資金融資【承継】 <small>★ P3 東京都制度併用対象</small>	P2の利用要件を満たす方 以下の融資条件のいずれかに該当する中小企業者 ① 事業承継を5年以内に行う計画を策定し、計画の実行に取り組む方 ② 事業を承継した日から5年未満であって、事業計画を策定し、承継後の経営の安定化等に取り組む方 ※ 中小企業診断士による面談・経営診断が必要です。 ※ 一般制度とあわせて3本まで、残高8千万円を限度として併用できます。 ※ 完済前に同一制度の追加融資を申し込むことはできません。	必要に応じて連帯保証・担保・東京信用保証協会の信用保証を付けることとなります。（一般保証枠内）
	商店街振興融資	P2の利用要件を満たす方 以下の融資条件すべてに該当する商店街振興組合等 ① 主として中小企業者により構成されていること ② 事務局が区内にあること ③ 構成員の3分の2以上が区内に事業所を有していること ④ 構成員のおおむね全員が対象事業を営んでいること ⑤ 国・都・区の施策と密接なかわりのある事業を行う商店街振興組合法に定める団体であること ※ 総会等において、融資申込みによる借入れについて議決されている必要があります。また、その議事録を提出していただきます。	必要に応じて連帯保証・担保・東京信用保証協会の信用保証を付けることとなります。（一般保証枠内） ※ 原則として理事・役員の子連帯保証が必要です。

原則として創業支援融資は東京信用保証協会の信用保証割合が100%（責任共有制度対象外）となります。ただし、条件によっては責任共有対象となる
 (注6) 経営安定化特別融資・事業承継資金融資については、「特別小口保険制度」に該当するなどの理由により、東京信用保証協会の信用保証割合が
 (注7) 一括償還の場合、融資期間は6ヶ月（据置は5ヶ月）以内となります。
 (注8) 応当月の毎月償還日が限度となります。



融資限度額	資金使途	上限利率	融資期間	区利子補給期間・割合(※注8)	
1,000万円 (1企業1回限り)	運転・設備	長期プライムレート + 0.2%以内(※注6)	8年(96か月)以内 (据置2年以内含む ※注7)	48か月目 まで	10割補給 (上限5.0%)
2,000万円 (創業前の方は 自己資金の範囲 内が目安となり ます。)	運転・設備	長期プライムレート以内	7年(84か月)以内 (据置1年以内含む)	42か月目 まで	8割補給 (上限3.0%)
5,000万円	運転・設備	長期プライムレート + 0.2%以内(※注6)	10年(120か月)以内 (据置1年以内含む ※注7)	60か月目 まで	9割補給 (上限3.0%)
8,000万円	運転・設備	長期プライムレート以内	8年(96か月)以内 (据置6か月以内含む)	48か月目 まで	6割補給 (上限3.0%)

場合もあります。
100% (責任共有制度対象外) となった場合、長期プライムレートが上限利率となります。

お申込みに必要な書類

	☑	法 人		個 人	
		提出書類	注意事項	提出書類	注意事項
1	<input type="checkbox"/>	産業融資申込書	経営安定化特別融資は専用申込書	産業融資申込書	経営安定化特別融資は専用申込書
2	<input type="checkbox"/>	情報提供に関する同意書	小口資金融資（特例含む）を申請される場合のみ ※金融機関持込の場合は不要	情報提供に関する同意書	小口資金融資（特例含む）を申請される場合のみ ※金融機関持込の場合は不要
3	<input type="checkbox"/>	借換同意及び誓約書	借換資金融資、小口借換特例を申請される場合のみ	借換同意及び誓約書	借換資金融資、小口借換特例を申請される場合のみ
4	<input type="checkbox"/>	法人税確定申告書及び決算書一式（全ページのコピー） ※直近2期分	税務署受領印のあるもの ※電子申告の場合、受領印に代えて、受信通知等、税務署発行の受領を証明する文書を添付すること	所得税確定申告書及び決算書一式（全ページのコピー） ※直近2年分	税務署受領印のあるもの ※電子申告の場合、受領印に代えて、受信通知等、税務署発行の受領を証明する文書を添付すること
5	<input type="checkbox"/>	法人都民税納税証明書（原本） ※領収書は不可	上記4の決算期2期分と一致するもの	事業主の個人住民税納税証明書（原本） または 領収書（コピー） ※非課税の場合は「非課税証明書」（原本）	令和5年度1年分及び令和6年度最新納期到来分まで ※普通徴収の場合、納期はそれぞれ6月、8月、10月、1月の末日 ※区外在住の方は板橋区に納付した事業所課税（均等割）の納税証明書または領収書
				軽自動車税の納税証明書（原本） または 領収書（コピー）	直近1年度分 ※対象となる車両を所有していない場合は不要 ※減免の場合は「減免決定通知書」のコピーが必要
6	<input type="checkbox"/>	法人実印の印鑑証明書（原本）	発行後3か月以内の最新のもの	事業主の印鑑証明書（原本）	発行後3か月以内の最新のもの
7	<input type="checkbox"/>	履歴事項全部証明書（商業登記簿謄本）（原本）	発行後3か月以内の最新のもの		
8	<input type="checkbox"/>	営業許可証・開設届・資格取得証明書 等のコピー（許認可や届出、資格が必要な業種のみ）			
9	<input type="checkbox"/>	設備資金（資金用途が「設備」）を申請される場合は「見積書または契約書」（コピー可） ① 納品（工事）場所として板橋区内の事業所住所が明記されているもの（車両の場合は不要） ② 有効期限内のもの（有効期限の記載のないものについては発行後1か月以内のもの） ③ 原則として件名が「見積書」または「契約書」となっているもの（または左記に類するもの） ④ 宛名が法人名または個人事業主名となっているもの（屋号のみは不可） ※ 申込金額は見積金額以下である必要があります。 ※ 支払い済みおよび貸付実行前に支払いされる金額は、 融資対象外となります。 ※ 支払い方法を 割賦とした場合、融資対象外となります。 ※ 業務用車両の購入について、 必要以上の高級車や業務と無関係な装備を追加した車は、融資対象外となります。 （例：4WD、スポーツタイプ、現行車種からの大幅なグレードアップなど） ※ 融資対象の 設備設置場所は区内に限ります。 区外の工場や店舗の設備増強・修繕工事等は対象外となります。 ※ 建物修繕や外壁工事において、その一部を自己又は親族の居住の用に供している場合、見積書の総額を床面積で按分することがあります。各床面積を確認できる書類（登記簿謄本のコピー等）を添付してください。 ※ 土地建物の取得や建替費用は、融資対象外となります。不動産事業主でも認められません。			
10	<input type="checkbox"/>	ものづくり設備資金融資を申請される場合は、対象業種を営んでいることを証明する書類 （会社パンフレットやHPのコピー等）、「設備投資計画書（東京都様式）」 原則として、ご提出いただいた証明書類は返却いたしません。必要な方は、コピーをご提出ください。			
11	<input type="checkbox"/>	商店街振興融資を申請される場合は、構成員の3分の2以上が区内に事業所を有していることがわかる書類、及び融資申込みの借入が総会等にて議決されていることがわかる議事録 原則として、ご提出いただいた証明書類は返却いたしません。必要な方は、コピーをご提出ください。			
12	<input type="checkbox"/>	利子補給優遇を申請される場合は、優遇事由を証明する書類 （詳しくは次ページ） 原則として、ご提出いただいた証明書類は返却いたしません。必要な方は、コピーをご提出ください。			
13	<input type="checkbox"/>	経営安定化特別融資 2024 を申請される場合は、「信用保証料申請書兼請求書」及び「事業計画書」等（区指定様式） ※詳細につきましては「板橋区経営安定化特別融資 2024 申込書」の裏面をご覧ください。			

(注1) 区、金融機関または東京信用保証協会より、必要に応じて上記以外の書類を求められることがあります。

(注2) NPO 法人の方がお申込みの際は別途書類が必要になります。事前に区にお問合せください。



【各種証明書の請求場所】

●個人住民税、軽自動車税の納税証明書 ●印鑑証明書（個人実印）	板橋区役所 南館1階2番窓口または区民事務所 ※事業所課税（均等割）の問合せは北館3階12番窓口
●法人都民税の納税証明書	板橋都税事務所 板橋区大山東町44-8 03-3963-2111
●印鑑証明書（法人実印） ●履歴事項全部証明書（商業登記簿謄本）	東京法務局板橋出張所 板橋区板橋1-44-6 03-3962-7605 （証明書発行窓口の専用電話）

【利子補給の優遇加算措置】

下記の表に該当する方が区の産業融資をご利用になる場合、融資の種類ごとに定められた利子補給割合に加算されます。

加算該当項目	加算割合	必要な書類
商店街連合会に加盟している商店会に加入している ※利子補給期間中も加入していること	1割	商店会加入証明書（融資申込書裏面）または直近の会費領収書の写し など
【板橋製品技術大賞】R4年度以降に受賞 審査委員賞	1割	受賞・採択の決定通知 など
最優秀賞、優秀賞、審査委員長賞、テーマ賞	3割	
【デジタル環境構築補助事業】 R4年度以降に採択され、補助金の交付を受けた方	1割	交付額決定通知書 など
【開発チャレンジ補助金事業】 R4年度以降に採択され、補助金の交付を受けた方	1割	
【いたばし人と未来を創る会社賞】R4年度以降に受賞された方	1割	受賞・採択の決定通知 など
【いたばし good balance 会社賞】R4年度以降に受賞された方	1割	
板橋区勤労者福利共済制度【ハイライフいたばし】に加入している ※利子補給期間中も加入していること	1割	会員カードまたは会費の領収書の写しなど
次世代育成支援対策推進法に基づく【一般事業主行動計画】を策定している	1割	東京労働局の受付印のある一般事業主行動計画策定届の写しなど
板橋区健康づくり協力店 ※認定期間中の方	1割	手続き完了のお知らせの写し など
ISO14001取得企業、エコアクション21認証企業、板橋エコアクション継続取組企業（1年以上継続的な取り組みがあること）	1割	ISO・エコアクション21：認証機関発行の登録証の写し（直近のもの） 板橋エコアクション：区発行の活動確認証の写し（直近のもの）
災害により事業所等が被災した企業（証明を受けた日がR4年度以降） ※大規模な災害に際し、臨時制度等の対応に変更する場合があります。	3割	り災証明書の写し
事業主または法人代表者が実践型創業マスタースクールを受講修了している（R4年度以降に受講修了した方）	1割	マスタースクール受講証明書の写しなど修了を証明できるもの
中小企業信用保険法第2条第5項第4号（セーフティネット保証4号）、同項第5号（セーフティネット保証5号）の認定要件に適合する中小企業者 ※認定書の取得・提出は不要	1割	① 各制度の計算表 ② 対象期間の売上高がわかる「残高試算表」や「売上元帳」写しなど ③（セーフティネット保証5号の場合のみ）対象業種を営んでいることが確認できる書類
認定支援機関または企業活性化センターで策定した経営改善計画に基づくモニタリングを受けている	1割	「経営改善計画書」の写しなど、認定支援機関の名称や計画期間、モニタリング状況などが確認できる書類
板橋区簡易型BCP策定支援認定企業	1割	修了証の写し
生産性向上特別措置法に基づく「先端設備等導入計画」認定企業 ※計画の認定対象となった設備の導入資金として申し込む場合に利用可能	1割	認定書及び先端設備導入計画の写し
「SDGs/ESG経営推進支援事業」をR4年度以降に修了	1割	修了の通知 など

（注1）複数の項目に該当する場合は各加算割合を合算することができます。ただし各加算該当項目内の組み合わせでは加算割合を合算することはできず、また合わせて10割を越えることはできません。

（注2）利子補給割合が1割加算されるごとに、融資の種類ごとに定められた利子補給の加算上限率も原則として0.5%上昇します。

取扱金融機関一覧

令和6年4月1日現在 100支店

	金融機関	支店	所在地	電話番号	金融機関	支店	所在地	電話番号	
都市銀行・地方銀行	みずほ銀行	板橋	本町 36-7	エンゲージメントオフィス 6631-9555 (注)	りそな銀行	板橋	板橋 3-1-1	3962-1131	
		蓮根	志村 2-1-1(志村支店内)			常盤台	常盤台 2-6-6	3960-6101	
		志村	志村 2-1-1			成増	成増 2-21-6	3930-3181	
		埼玉りそな銀行	大井町		豊・東池袋 1-18-1	和光	和光市	和光市本町 2-1	048-461-5691
			池袋西口		(池袋支店内)		戸田	戸田市本町 1-4-1	048-441-5251
		群馬銀行	池袋		豊・東池袋 1-18-1	武蔵野銀行	池袋	豊・池袋 2-1-6 群馬銀行池袋ビル9階・10階	3984-1601
			東武練馬成増		徳丸 2-6-1 成増 2-11-2		川口	川口市栄町 3-11-11	048-251-6009
	三菱UFJ銀行	三井住友銀行	(注) ご相談はエンゲージメントオフィス(千代田区神田錦町2-11)にて承ります	5248-3001 (受付・問合せは板橋支店)	きらぼし銀行	和光	和光市下新倉 1-1-1	048-462-8451	
						板橋	上板橋 1-19-16 アソルティ上板橋3階	3932-1611	
						東和銀行	朝霞	朝霞市本町 2-6-28	048-464-7111
			山中央銀行			板橋本町	本町 14-11	3961-6181	
						中板橋		3972-3221	
			阿波銀行			上板橋	常盤台 4-33-12	3934-1511	
						赤板橋	板橋 1-17-1	3963-3681	
梨井銀行		滝野川	北・王子 2-24-1 エムズビル1・2階	6903-3582					
		西池袋	豊・東池袋 2-61-3	3984-5851					
東日本銀行		東池袋		3983-3221					
		荻窪	杉・南荻窪 1-42-15	3331-0101					
大光銀行		東京城北	北・王子 2-30-3 2階	3927-1051					
		中板橋駅前池	中板橋 8-8 豊・西池袋 2-41-8 3F	3962-4501 3971-4126					
信用金庫・信用組合		朝日信用金庫	板橋	熊野町 11-8	3957-2101	瀧野川信用金庫	中板橋	仲町 36-8	3956-3126
	東京シティ信用金庫		池袋本町	豊・池袋本町 2-39-12	3986-2831		上板橋	常盤台 4-20-10	3935-8411
	東京東信用金庫		板橋	志村 3-21-20	3967-9131		徳丸	徳丸 5-5-15	5399-5711
	東京三協信用金庫		大和町	大谷口上町 90-4	3972-7171		赤羽	北・東十条 5-5-10 (東十条支店内)	3902-1191
	西信用金庫	池袋	大和町 20-4	3962-0141	巢鴨信用金庫	浮間	北・浮間 4-13-1	3967-6241	
		大山	豊・西池袋 5-4-6	3984-3551		板橋	板橋 1-42-18	3961-1601	
		北町	常盤台 1-44-6	3960-1205		常盤台	前野町 6-4-14	3960-0121	
		蓮根	成増 2-16-1	3930-1131		志村	小豆沢 1-13-8	3960-2131	
		江古田	常盤台 1-44-6	3960-1205		成増	成増 3-11-3	3938-0151	
		氷川台	赤塚新町 1-20-6	3931-0610		東武練馬	徳丸 3-2-2	3935-2111	
	東信用金庫	池袋	豊・南池袋 2-28-10	3984-2131	飯能信用金庫	高島平	高島平 1-56-3	3937-2111	
		板橋	高島平 1-83-1	3935-2714		板橋営業部	板橋 1-42-13 4階	6909-6080	
		ときわ	豊・西池袋 2-28-13 3階	5955-3101		商工組合中央金庫	池袋	豊・南池袋 1-21-10	3988-6311
		成増	常盤台 1-44-6	3960-1205		全東信用組合	十条	北・上十条 3-15-2	3908-6111
城信用金庫	志村	成増 2-16-1	3930-1131	文化産業信用組合	下板橋	豊・池袋本町 4-37-9	3986-0171		
	志村坂上	常盤台 1-44-6	3960-1205		本店	千・神田神保町 1-101	3292-8281		
	高島平	赤塚新町 1-20-6	3931-0610		中ノ郷信用組合	板橋	蓮根 2-19-14	3966-2271	
	下赤塚駅前	豊・南池袋 2-28-10	3984-2131			大東京信用組合	常盤台	前野町 2-4-2	3969-2535
	池袋	高島平 1-83-1	3935-2714		東京あおばお農業協同組合		板橋	上板橋 2-18-14	3932-1131
	板橋	常盤台 1-44-6	3960-1205			赤塚	四葉 2-8-3	3930-0115	
	ときわ	成増 2-16-1	3930-1131		※東京あおばお農業協同組合は東京都信用保証料補助の併用利用(P3)の対象外となります。				
	志村	常盤台 1-44-6	3960-1205						
	芝信用金庫	田柄	練・田柄 3-13-15		3825-1311				